

商品分類に関する指針の一部改正（案）

平成 21 年 12 月 30 日
（下線部分変更）

新	旧
<p style="text-align: center;">商品分類に関する指針</p> <p>目的 (略)</p> <p>I. 目論見書等の表紙へ記載する商品分類 目論見書等の表紙に記載する商品分類は、原則として以下の 1. 2. 3. を組合せたものとする。また、4. に掲げる分類に該当する場合には 1. 2. 3. に加えて当該分類を表示するものとする。</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 投資対象資産による区分 (1) ～ (3) (略) (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記 (1) から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な<u>収益の源泉となる資産の</u>名称記載も可とする。 (5) (略)</p> <p>II. ～ IV. (略)</p> <p><u>V. 交付目論見書の特例</u> 交付目論見書については、上記 IV 中「別に定める記載例を参考に、それぞれの一覧及びその定義を当該目論見書に記載するものとする。」とあるのを、「<u>交付目論見書の作成に関する規則第 2 条第 9 号に基づき同細則第 2 条に定める様式により記載する。</u>」と読み替えて適用する。</p> <p>附 則 1. この改正は、平成 22 年 7 月 1 日より実施する。 2. 実施日前に提出する有価証券届出書に係る交付目論見書については、従前の例によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">商品分類に関する指針</p> <p>目的 (同 左)</p> <p>I. 目論見書等の表紙へ記載する商品分類 (同 左)</p> <p>1. ～ 2. (同 左)</p> <p>3. 投資対象資産による区分 (1) ～ (3) (同 左) (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記 (1) から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な<u>組入資産そのものの</u>名称記載も可とする。 (5) (同 左)</p> <p>II. ～ IV. (同 左)</p> <p>(新 設)</p>